

議決案 号

職業守矢奉還金積立方積立支給額又訂に付する件

職業守矢法第十二條の規定による職業守矢奉還金奉還が、その公務のため旅行する場合の旅費額は、昭和二十三年七月十日（準備行料金については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については、昭和二十三年八月十日）以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。この改訂方法は、内閣旅費規則及び同規則施行令によるものとする。

別表

職 業 守 定 委 員 会 委 員 旅 費 額

区 地	中 央		地 方 又 は 特 別 地 区		区 分	鉄 道 賃 金 及 船 賃	車 両 賃 金	日 当	宿 泊 料		食 卓 料
	委 員	会 長	委 員	会 長					甲 地 方	乙 地 方	
二 等	一 等	一 等	二 等	二 等	一 等	一 等	一 日 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き
二 等	一 等	一 等	二 等	二 等	一 等	一 等	一 日 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き	一 夜 に つ き
三 四 九 十 銭	四 四 八 十 銭	四 四 八 十 銭	四 四 五 十 銭	四 四 五 十 銭	四 四 八 十 銭	四 四 八 十 銭	百 九 十 二 円	百 八 十 円	九 百 六 十 円	七 百 六 十 円	七 百 六 十 円
百 五 十 六 円	百 六 十 八 円	百 六 十 八 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円	九 百 円	九 百 円	九 百 円	七 百 二 十 円	七 百 二 十 円
七 百 八 十 円	八 百 四 十 円	八 百 四 十 円	八 百 四 十 円	八 百 四 十 円	八 百 四 十 円	八 百 四 十 円	九 百 四 十 円	九 百 四 十 円	九 百 四 十 円	七 百 七 十 二 円	七 百 七 十 二 円
六 百 二 十 四 円	六 百 七 十 二 円	六 百 七 十 二 円	六 百 七 十 二 円	六 百 七 十 二 円	六 百 七 十 二 円	六 百 七 十 二 円	七 百 二 十 円	七 百 二 十 円	七 百 二 十 円	七 百 二 十 円	七 百 二 十 円
百 五 十 六 円	百 六 十 八 円	百 六 十 八 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円	九 百 十 二 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円	百 八 十 円

備 考

(1) 普泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はその他の地域とすること。

(2) 鉄道旅行中普泊する場合における普泊料は乙地方の尺額によること。

理由

職業安定委員会委員の改選文給類は最近の経済事情の悪化により甚だしく低減に失するに至つたので改訂する必要がある。よつてこれが改訂は職業安定法第十二條の規定に基づいて国会の議決を要するからである。

職業安定委員会委員の歳費支給額改訂案  
提出案理由説明

職業安定委員会委員の歳費支給額改訂案を審議せらるるにあり本案の提案理由を御説明申し上げます。

第二回国会に提出しました職業安定委員会委員歳費支給額は本年大月三十日議決を得て直ちにこれを実施しておりましたが、最近の経済事情特に現在進行中の物価改訂等による影響によつて甚だしく低額に失するに至りましたので、これが支給額の改定につきましては職業安定法第十二條の規定に基づいて、これを西議院の労働委員会合同審査会の議を経て国会の議決を得なければならぬことになつておりますので、茲に提案する次第であります。

本案の目的とするところは第一は職業安定委員会委員が委員会に出席する場合又は実務調査等公務のために本邦内を旅行する場合において、それに要する鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料等の歳費を支給することでありまして、この支給額は一応官費の歳費額を基準として定めましたことは、第二回国会に提案致しました時に御説明申し上げて置いております。

すなわち今回官費の歳費支給額が暫定的に改訂が行われましたので、職業安定委員会に對する支給額もそれに準じて改訂しようとするものでありまして、その増加額は一律に官

費の相当額の増加額と同率に増加しと次第であります。

以上本案の趣旨及びその内容の大体について御説明申し上げますのでありますが、何卒御審議の上速かに議決あらばんことをお願い申し上げます。

資料目次

- 一 内國旅費定額等の改訂について
- 一 昭和二十二年七月二日内閣府甲第八号通知等
- 一 旅業安定委員会委員旅費額比較表
- 一 旅業安定委員会委員の旅費支給区分表（案）
- 一 旅業安定法改革（法第十二條第十、十一項）

会收第一〇八五号

昭和二十三年八月二十一日

労働大臣官房会計課長

殿

内國旅費定額等の改訂について

政府旅費の減費に因しては、法費の増勢に鑑み、従来の旅費規則を根本的に再検討して、此が根拠法律を訂正する必要があるのであるが、最近の経済事情時に現在進行中の物価改訂による影響によつて甚しく低額に失するに至つたので、右法律の成立までの暫定的措置としてこの際取り敢えず別紙により定額等の改訂を行うことに決定し、此から却了知願いたい。追つて本件に対しては、いずれ当省所管内國旅費規程改正の予定につき却命を願いたい。

なお本改正によつて旅費の増大を招くことは必然であるが、これがため予算の追従は困難であるから今後旅費に対し出張を命令するに当つては、その旅費の所要額をも勘案し、予算の範囲内において命令を発するよう十分留意されたい。

別紙

一、旅費の定額は左によること。  
 二、一級取戻の分（基本定額）

区	分	改正	額
車馬賃	一料につき		三圓
日当	一日につき		一・二〇圓
宿泊料	一夜につき		六〇〇圓
甲地	地方		四八〇圓
乙地	地方		四二〇圓
食卓料	一夜につき		一・二〇圓
寝費料	一泊料未満		七〇〇圓
			八五〇圓
			一・五〇圓
			一・三〇圓
			一・六〇圓
			一・九〇圓
			料以上

備考

(1) 宿泊料の甲地方は、均等、手当の地也区令による特別地域とし、乙地方は乙の地の地域とする。

(2) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の定額によること。

(3) 特別の取戻がある者の分

左に掲げる特別の取戻がある者の旅費定額は(一)の基本定額に左の下欄の割合を割増し定額とする。

区	分	割合	区	分	割合
國務大臣及びその他の総長官		一〇割	十四級取戻がこれに相当する		七割
十五級取戻（昭和二十三年法律第四十六号第十四條第一項の規定による取戻の額をいう）以下同じ）及びこれに相当する取戻があるもの		八割	十三級取戻がこれに相当する		六割
十一級取戻がこれに相当する取戻がある者		四割	十二級取戻がこれに相当する		五割
十級取戻がこれに相当する取戻がある者		三割	九級取戻がこれに相当する		二割
			八級取戻がこれに相当する		一割

備考

委員出張等の旅費支額については追って精算する見込であること。

二 臨時職員には左の区分により旅費を支給すること。

(一) 一般官と同格の者には一般官相当の額

(二) 二級官と同格の者には二級官相当の額

(三) 三級官と同格の者には三級官相当の額

三 雇員、雇入員が工員には左の区分により旅費を支給すること。

政府取費の新給手実地に因する法律へ昭和二十三年法律第四十六号(第十四條第一項の規定が適用される取費に於けるものうち

(1) 五級取以上の者には三級官に支給すべき額

(2) 四級取の者には労働者新管内國旅費規程別表第一号表甲額

(3) 三級取以下の者には同別表第一号表乙額

四 急行料金については、急行料金又は単急行料金へ之に伴う通行税を含むことを認ずる限  
路による旅行にして先道有料以上のものによりては、急行料金又は単急行料金を支給  
すること。

五 本件は昭和二十三年七月十日(單急行料金)については昭和二十三年七月十八日、省治

料についで、昭和二十三年八月十日以後の旅行につき、これを適用すること。  
なお、昭和二十三年七月九日以前に赴任を命ぜられた旧任地(新に任用された者につい  
ては、任用された臨時のその居住地)を以てし、看が昭和二十三年七月十日以後に新  
任地に到着した場合の旅費は本改正後のものによりこれを支給すること。

内閣府甲第八号

昭和二十三年七月二日

内閣官房長官

印

労働大臣 殿

とくに国会に提出しを職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員放費支給額に同じ議決を求めるの件は国会において別紙のとおり議決しを官報掲載院長から通知があったから命によつて通知します。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員放費支給額に同じ議決を求めるの件

右日国会において議決した。

よつて国会議案第十五案により、これを送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

内閣総理大臣 芦田 均 殿

衆議院事務局長 大 池 貞

取業安定委員会委員旅費支給額に関する件

取業安定法第十二條の規定による取業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は別表により支給し、これが支給方法は内閣旅費規則によるものとする。

別表

取業安定委員会委員旅費額

区	分		中	史	特別地区	地方又は特別地区	旅費		食卓料
	委員	長					一	二	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

備考

1. 甲地方は東京府の区、横浜市、大阪市、名古屋市、神戸市及び横濱市とし、乙地方はその他の地域とする。
2. 鉄道及び船便は一等なき場合は二等、二等のなき場合は三等の汽車賃又は船賃とする。
3. 食卓料は水陸旅行において別表の外別に食卓料を要する場合、又は船賃を要しないか、食卓料を要する場合において旅費に於いてこれを支給する。



職業安定法改革（法第十二條第十、十一項）

第十二條 職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、所議院の労務委員会の合同審査会の議を経て  
国会の議決を得なければならぬ。その金額を改定するときも同様とする。

文化勲章受領者一覽

授勲年月日	授勲事由	官職	勲	氏名	備考
昭和 二、四、二六	純正物理学、應用物理学上幾多の独創的研究を発表す	東大、大阪大名誉教授 学士院会員	一瑞	長岡 半太郎	
全	金屬物理学の研究を完成して本邦学界に貢献す	東北大学 総長 学士院会員	二瑞	本多 光太郎	その後瑞に進む
全	地球物理学と研究、緯度経度の測定に関する算式之項を発表す	緯度観測所長 学士院会員	二瑞	木村 榮	死亡
全	従来の傳説的和歌を民衆化し、又和歌史、歌学史の体系を定む	学士院会員	六瑞	佐々木 信綱	
全	明治文壇勃興期に於て理想主義を代表する作家として一世に景仰せられ幾多の作品を発表す	学士院会員		幸田 成行	死亡
全	洋画家として佛蘭西派画風の真髓を究め人物、風景画に独特の画境を示す	東京美術学校 教授 美術院会員	二瑞	岡田 三郎助	死亡

昭和 一、二、四、二六	全	全	一五、二、八	全
洋画家として佛伊リ画風と研究し印象派の新画風を吸収して筆觸の表現に力む	東京美術学校 教授 美術院会員	三瑞	藤島 武一	死亡
日本画家として四條派より出て新風を示して東洋画の一面目を究む	美術院会員	四瑞	竹内 恒吉	死亡
日本画家として狩野派より出て洋画の風を参酌して時勢に則せしめ東洋画の真髓を日本画の情趣を加味して斯道の研鑽に努む	美術院会員		横山 秀磨	
類体学を研究し世界数学界多年の難問題を解決す	東大名誉教授 学士院会員	一瑞	高木 貞治	
禪の修養を以て西洋哲学を理解し、独自の哲学体系を建設、我国哲学界に独自の進路を与え之を世界の水準に高む	京大名誉教授 学士院会員	二瑞	西田 幾多郎	死亡

全	全	一八四二三	全	全
日本画家として古法の傳統に促はれることなく独創的の境地を啓く	生化学及病理学(殊にアミノ酸、癌の生成)と研究、醫學界に貢献す	夙に日本建築を専攻し東洋諸國の建築を研究せの藝術發展の経路を明かにし日本建築史學を樹立す	農藝化学を研究し数多の發明を成就、就中、オリザニンの發見は今日のビタミン學説の基礎を爲した	我國植物化学の先驅者にして新製劑ピタカフラアの發明は醫學界に寄與大なり、又地衣分類に於て最高權威なり
藝術院會員	学士院會員	東大名譽教授 学士院會員 藝術院會員	東大名譽教授	東大名譽教授 学士院會員
三 瑞		二 瑞	二 瑞	二 瑞
川合 芳三郎	佐々木 隆興	伊東 忠太	鈴木 梅太郎	朝比奈 泰彦
			死亡	

全	全	昭和 一八四二三	全	全
政教社を興し雑誌日本人を發行し「眞善美日本人」「偽惡醜日本人」等を著して狼りに歐米を模倣するを戒め、國粹の保存を主張し、國民の自覚を促したる大	雑誌國民を創刊、次で國民新聞を發行、大阪毎日、東京日日兩新聞社に参画し國民文化指導五十年に及び、又近世日本國民史七十六巻を發表す	原子核物理学と研究、原子核構造論に於て従來の學説の外に新なる微粒子を考へることを必要とし普通の原子核壊変の現象に於ては見出すこと難かるべきも宇宙線中には存立可能なる(α)旨を發表、後の學説は実證せられ原子核構造論に一時期を劃す	京大教授	湯川 秀樹
藝術院會員	学士院會員 藝術院會員			
	二 旭			
三宅 雄二郎	徳富 猪一郎			
	昭三四、七返上			

全	全	全	全	全	二二二二	一九四二六
出版事業に依る文化の普及	能樂	宇宙線及び原子核物理学を研究し、日本理論物理学を世界最高水準に達せしむ	鐵冶合金学及び金属組織学を研究し、現行新学の基礎を確立す	植物病理学及北方植物と研究し多くの業績あり	日本法医学を研究し始めて中世法研究の礎を置き、又幾多の重要主題につき体系的編述を公にす	インド哲学の權威に、大正新修大藏經を監修刊行す
	藝術院会員		東大名誉教授 学士院会員	北大名誉教授 学士院会員	学士院会員	東大名誉教授 学士院会員
			二瑞	二旭	二瑞	二瑞
岩波 茂雄	梅若万三郎	仁科 芳雄	俵 國一	宮部 金吾	中田 薫	高楠 順次郎
死亡	死亡					死亡

全	全	全	全	一九四二六	一八四二三
支那文学及支那哲学の碩学で、四書五經の學と文學とを併せ究め一家の學風を樹立す	内科醫學の權威で所謂「ウイルズ病」に關する世界的研究で著名	志賀赤痢菌を發見し治療血清及び豫防に寄與す	世界に於ける極超短波研究の先驅者の一人	地震學、緯度、重力、地磁氣の觀測、航空機の進歩發達に貢獻す	邦画の傳統を學ぶと共に洋画の研究を積み重厚豊麗、独特の画境を拓く
京大名誉教授 学士院会員	東大、九大 名誉教授 学士院会員	錦鷄間祇候	阪大教授	東大名誉教授 学士院会員	東京美術学校 名誉教授 藝術院会員
二瑞	二瑞	二瑞	三瑞	一瑞	三瑞
狩野 直喜	稻田 龍吉	志賀 潔	岡部 金治郎	田中館 愛橘	和田 英作
死亡					